

令和3年 第4回

香芝・王寺環境施設組合新ごみ処理施設建設調査特別委員会  
会議録

- 1 招集年月日 令和3年1月15日
- 2 招集場所 香芝市役所5階議会委員会室
- 3 出席議員 7名
  - 2番 鎌倉文枝
  - 3番 幡野美智子
  - 4番 中川義弘
  - 5番 中村良路
  - 6番 北川重信
  - 7番 中川廣美
  - 8番 芦高 清友
- 4 欠席議員 1名
- 5 地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

管理者 福岡憲宏

副管理者 平井康之

香芝市市民環境部長 南浦幸次

香芝市都市創造部長 奥田芳久

王寺町住民福祉部長 竹川雅敏

事務局長 井 上 隆

6 会議録の記録書記は、次のとおりである。

事務局次長 平 野 厚

事務局主幹 吉 田 卓 朗

事務局主事 長 田 佳 文

7 会議の事件は、次のとおりである。

1 新ごみ処理施設整備工事の工期について

2 その他

8 開会 午前10時00分

(委員長 中川義弘) 皆さん、明けましておめでとうございます。早朝より大変ご苦労さんでございます。委員長を務めさせていただきます中川でございます。よろしく願いいたします。

それでは、新ごみ処理施設建設調査特別委員会をただいまから開催したいと思います。

特別委員会条例の第8条の規定により招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多用の中、出席賜り誠にありがとうございます。

それでは最初に、管理者、挨拶願います。

(管理者 福岡憲宏) はい。

(委員長 中川義弘) 管理者。

(管理者 福岡憲宏) お時間いただきまして、ありがとうございます。  
ます。

日頃は当組合の管理運営につきまして、議員の皆様方には多大なるお力添えをいただいておりますことをこの席をお借りいたしまして心から厚くお礼を申し上げる次第でございます。

本組合では新施設整備につきまして、平成30年10月30日の組合定例議会で契約議決をいただいておりますが、このたび全体工程につきまして大きな遅れが発生していることをご報告させていただきます。

この遅れの原因等につきましては事務局より説明いたしますが、このような事態を招いたこと並びに組合議会に対して報告の不備等につきましては組合管理者として真摯に受け止め、皆様に深くおわびを申し上げます。

今後は二度とこのようなことがないように管理責任者として厳しく指導を行い、新施設完成に向け着実に事業を進めてまいり所存でございます。本日はどうかよろしく願い申し上げます。

(委員長 中川義弘) どうもありがとうございます。

ただいま出席委員は7名で定足数に達しておりますので、  
ただいまから香芝・王寺環境施設組合新ごみ処理施設建設調

査特別委員会を開催いたします。

なお、北村委員から欠席の届出を受けています。

これより案件に入ります。

答弁は簡潔明瞭に願います。

案件1、新ごみ処理施設工事の工期について、井上局長、報告を願います。

(局長 井上隆) はい、委員長。

(委員長 中川義弘) はい、局長。

(局長 井上隆) お願いいたします。新ごみ処理施設整備工事の工期について報告させていただきます。

別紙A3横長の全体工程比較の表及び説明資料の右下にページ数を振っておりますが1ページ目、香芝・王寺環境施設組合新施設整備工事のこれまでの流れについて、をご覧いただきながらお聞きくださいますようお願いいたします。

新施設整備工事につきましては、平成30年10月30日の定例議会においてクボタ環境サービス株式会社を代表企業とする請負業者との契約議決をいただきまして、令和4年10月末日を工事完了期日として新炉建設に向けて事業に着手してまいりました。令和2年11月6日には建築確認申請許可が下り、本格的に工事が始まりましたが、11月9日にクボタJVから工事工程が提示され、当初予定より22か月の遅れが生じると報告がありました。この期日は組合として受

け入れられるものではなく、何度も差し戻して確認を求めましたが、最終的にこれだけの期日が必要であるという結果に至りました。

組合としましては、この工期延長には工事の入札の条件において、組合が事業用地を明確に提示できていなかったことを原因とする設計の見直しが大きく影響していると考えております。

今回、大幅な工期延長となりますことから、このような事態に至った経緯を組合議員の皆様にご説明させていただきます。

本事業は、平成25年10月18日開催の組合事務調査特別委員会におきまして、現施設と同一場所で建て替えることを方向づけていただきました。その後、地元自治会の同意をいただきつつ、平成27年、28年度に現況測量、地質調査、施設基本設計、生活環境影響調査等を発注し、現施設を解体後に新施設を建設する計画で進めてまいりました。

しかし、現施設解体から新施設完成までの間のごみ処理委託料に多額の費用がかかることから、現施設を稼働させながら管理棟を解体し、谷側にはみ出す形で現施設に隣接して新炉を建設する案に方向転換し、平成28年6月13日の組合定例議会で報告させていただきました。

平成29年度からパシフィックコンサルタンツ株式会社に

業者選定に関してアドバイザー業務を発注し、入札の条件、DBO方式による発注方式、新炉に求める性能の水準等を決定いたしました。

ここで皆さんご存じのことかもしれませんが、DBO方式について説明させていただきます。設計、建設、施設運営を一括発注することですが、特に設計について、入札はあくまでも新施設に求める性能の水準を示すだけであり、施設の形状や使用する機器の細かい指定はしておりません。よって、受注者からの提案に基づいて詳細設計を協議し、承諾することで工事を進めていくこととなっています。

話を戻しますと、平成29年9月11日、新施設整備事業の入札公告を行いました但不調に終わり、翌平成30年5月7日に再度入札公告を行った結果、クボタJVが落札し、平成30年10月30日の定例議会において契約議決をいただいたことは皆さんご存じのとおりでございます。

資料の2ページ目、資料1をご覧ください。右下にページ数を振ってる資料1の2ページ目です、すみません。図面です。

美濃園の敷地につきましては土地境界や測量座標が分かる図面はなかったものの、現施設建設当時の昭和54年7月30日決定の都市計画区域図面があり、面積の根拠となる丈量図面、次の3ページ目の図面が丈量図面でございます、丈量

図面もありましたため、そこに示されている区域が美濃園の敷地であると組合では認識していました。

このため、新施設整備事業の入札に当たり、組合で事前の用地測量は行わず、都市計画決定区域が組合の敷地であると説明した上で、落札した事業者が追加調査として隣接地との境界確定測量を行うという条件を入札仕様書に盛り込んでおりました。4ページ目、資料2で添付しております入札のときの質疑応答書でも、JVから事業用地に関して質問があり、都市計画範囲が組合敷地であると回答しております。

本来でありましたら、同一場所での建て替えから現施設を稼働したまま新施設を建てるという方針の転換を行った時点で、隣接地権者と立会いの下、組合の敷地がどこまであるのかを確定するべきでしたが、地元自治会との協定期限が切れること、また現施設の劣化も進んでいたため早期着手を目指し、用地測量は受注者で実施するという条件を付して入札を実施しました。

平成30年10月30日の契約締結後、すぐにDBO方式であるため入札提案で示された概略設計を基に設計協議が始まり、搬入車両の規模や現施設の運用方法との準備調査と並行しましてクボタJVのほうで入札条件どおり事業用地の境界確定を開始しました。

ところが、平成31年2月8日に地権者と境界の確定を行

った結果、谷側の隣接地との境界線が都市計画区域とずれて組合敷地と思っていた側に入り込んでいることが判明しました。

6 ページ目、資料 3 をご覧ください。

青色で着色しているのが都市計画区域に含まれていた個人の土地の部分でございます。

クボタ J V の提案では、入り口から地下 1 階への通路として都市計画区域の谷側いっぱいにもスロープを配置する予定でした。

7 ページ目、資料 4 をご覧ください。

しかし、この部分の敷地が一部個人の土地であることが判明したため地下へ降りる通路の幅を狭くする必要が生じ、収集車の安全な通行の確保ができなくなりました。施設の全体を図面上側、北側にスライドさせる案、計画を左右反転させて入れる案等、何とか事業用地内に計画どおりの建物を収めるよう変更案の検討を指示しましたが、いずれも焼却灰の搬出等、現施設の運転に支障を出さなければ実現は不可能になりました。

このため、平成 31 年 3 月 8 日の第 9 回施工会議で詳細設計をスタートさせてから 2 か月経過した時点で設計を一から見直す決定を下し、組合から J V へ指示を出しました。

A 3 横長の工程表の中の赤で四角で囲っている赤字の部分



が、その3月8日の転換期でございます。

一からの設計スタートとなりましたので、JVで建物の配置計画、プラント機器の配置計画、現施設の運営に支障とならない工事計画との調整に不測の日数を要し、8か月の延伸が発生しました。また、建築構造物が複雑になったこと及び砂防宅地造成景観保全地区、森林法等と関連する建築確認の煩雑化によりまして、申請が下りるまで予定より3か月の延伸期間を要したことが当初より工事着手が13か月遅れた原因でございます。

次に、工事着手後の期間が変更になった要因を説明いたします。

資料8ページ目、資料5をご覧ください。

A4を横にさせていただきまして、現地の地盤の構成につきましては、当初組合がボーリング調査により把握していた強固な支持地盤のラインが令和元年10月のクボタJVの追加調査によりまして、想定より低い位置にあることが判明しました。このため、掘削完了後、全体にコンクリートを打設する直接基礎工法では建物の安定が得られないことから、当初必要ではなかった杭状の基礎の工法への変更により3か月の延伸が発生しました。

次に、資料9ページ目、資料6をご覧ください。

プラントの機械等を組み立てる作業ヤードにつきまして、

建物の配置の変更によりまして、当初案で1, 100㎡を確保する予定が400㎡に減少しました。この影響で建築工事とプラント工事の同時作業を行うスペースが確保できなくなり、必要な部分の建築工事が完成するまでプラント工事が手待ちの状態を開始できず4か月の遅れが発生しました。

次に、資料10ページ目、資料7をご覧ください。

建物形状の変更に伴いまして焼却炉の炉室内部の空間をより効率よく使う必要が生じたため、梁や柱のサイズを小さくする構造として鉄筋コンクリート構造から小さな柱でも強い構造である鉄骨鉄筋コンクリート構造に変更しました。このため、鉄筋組立て作業に加えて大型クレーンによる吊り込み等、時間を要するクレーン作業が増えたため2か月の延伸が発生しました。

これらのことが合計9か月の工期延長が必要となった原因でございます。

事業の遅延につきましては、思い込みにより用地の確認という重要なことを見過ごしていた組合の判断によるところが一番の原因であると考えております。用地問題に起因する建物配置計画の見直しに日数を要し、同時に施工にも大きな影響を及ぼしてしまいました。

資料14ページ、資料8をご覧ください。

締結しています契約書の中で、組合としまして、今回の件

につきましては、契約書第18条1項5号「入札説明書等提案書等または設計図書で明示されていない施工条件について、予期することのできない特別な状態が生じたこと」による条件変更であり、クボタJVの責めに帰すべき明らかな場合ではないと判断しております。

組合議員の皆様に対しましては、令和2年2月19日の定例議会で、敷地範囲のずれに伴う配置計画の見直しにより約半年事業が遅れていることを報告いたしました。しかし、完成年度は令和4年10月で変更がないとしか報告しておりませんでした。また、昨年10月27日の第2回組合議会定例会の終了後に皆様に現地を見に来ていただきながら、工期が延びることをご報告いたしませんでした。

本来組合議員の皆様には問題が判明した時点でその都度説明を行い、ご理解をいただき、事業を進めなければいけないところでありましたが、曖昧な期日を説明することで議員の皆様や住民の方々へご迷惑をおかけすることをためらい、この時期まで工期が遅れる可能性を報告できませんでした。その結果、皆様に大変なご迷惑をおかけし、組合に対して大きな不信感を持たれたことを深く反省し、心よりおわび申し上げます。

工期の変更を認めていただきましたならば、組合、事業者とも一体となりまして、事業完成に向けて全力で邁進してま

いりたいと考えております。また、組合議会に対しましては、事業の報告を欠かさず行い、今後とも多大なるお力添えをお願いいたしたいと考えております。何とぞよろしくお願い申し上げます。

(委員長 中川義弘) これより質疑に入りたいと思います。

質疑のある方、ご発言願います。

(委員 北川重信) はい。

(委員長 中川義弘) はい、北川委員。

(委員 北川重信) 今説明、よく分かりますけど、延びた回数

A、B、C、D、E、Fまであるのかな。原因は詳しいことは私らは素人なんで分からないんですけど、Aの場合2か月延びました、B、8か月延びました、C、2か月延びました、D、3か月延びました、それでE、4か月延びました、F、2か月延びましたって簡単に今言わはりましたけど、これは延びたことは仕方ないことですか、まず。

(委員長 中川義弘) はい、理事者。

(局長 井上隆) はい、委員長、はい。

その点につきましてはJVと何度も協議いたしまして、確認いたしまして、もうこの日にちがかかるということを確認いたしました。

(委員長 中川義弘) はい、北川委員。

(委員 北川重信) だから、今質問のときに何回も話をされたい

うことは分かりますけど、今Aのとき話した、Bのときまた話した、Cのとき話した、Dのとき話した、Eのとき話した、Fのとき話したという意味で何回も話したいというのは、全部まとめて何回も話したのとまた違うんで、AのときにはAにしっかり、こんなんではあきませんよ、こうですよというような話をしたんですか。

(委員長 中川義弘) はい、理事者。

(局長 井上隆) はい、委員長。

まず、Aの部分、設計を一から見直した時点では、そうですね、何回も用地に入らないことが分かってから、何とか建物を収められるよう議論を尽くしましたが、どうしても入らないということで見直しすることになったのがAの場合でございます。そこから変更の案を作りまして、上がってききました結果がBでございます。それから、過去の13か月の分はその都度早くするようという指示は出しておりましたが結果的にこういう形で遅れてしまったということで、D、E、Fにつきましては今後の工程でございまして、それは今年の11月に組合のほうへ詳細設計が出来上がったので工程にこれぐらいかかりますと、これだけかかりますということで報告がありまして、これについても短縮を求めたんですけどもこれぐらいかかるということになりました。

(委員長 中川義弘) はい、北川委員。

(委員 北川重信) 何が言いたいというたら、今あなたが言うようにA、B、Cのときにいろんな話して、こんなんじゃないあきませんよと、ちゃんとしてくださいよと言うたんでしょ。そのときにはいろんな話、もちろん細かいことは私は分かりませんが、十分相手と話して、ほんなら一応もうこれで終わりやなという話であったと思います。にもかかわらず、また次D、E、Fっていう話が出たわけでしょう。にもかかわらずね。そやから、その内容はちょっと私も分からへんけど、ということは、今度D、E、Fでええやんか。次またあるかも分からへんやん。

何が言いたいというたらね、A、B、Cのときはもうこれで終わりやということを経験としては思ったわけでしょう。にもかかわらずD、E、Fというのがあったわけでしょう。もうこれで絶対終わりやと思ってるわけやんか、今は。私らも思うとるわけや。ほんなら、次またあるかも分からへんやん。そういうことも考えての今答弁をしてくれてるんだなと思って。

(局長 井上隆) はい、委員長。

(委員長 中川義弘) はい、理事者。

(局長 井上隆) 今後の工事の日数につきましては何回も確認いたしまして、業者のほうで間違いなくこの日数で行うということですので、今はそれのとおりを考えております。もし今

後、その遅延の話が出てきましたらそれはもう業者側の責任だと考えております。

(委員長 中川義弘) 北川委員。

(委員 北川重信) だから、ちょっとまた繰り返すけど、A、B、Cのときにはもうないと思ったわけでしょ、ないと思ったわけでしょ。あるんやったらそのA、B、Cの次にD、E、Fもやったらええわけやんか。まあ、ちょっと聞いて。

ほんなら、今ももうないと思うやんか。A、B、Cのときにもうこれでない思ったから、今業者側の責任やと今あなたが言うたように、A、B、Cの後、もう今後あればあんたのところの責任やぞというように何でそういうことを話をしなかった。A、B、Cのとき大分きつう言うたわけよ、言うたと思うよ、多分。そのときに、はいはいじゃなくて、いやもうこれ以上あったら業者の責任やぞというようなことまで言うてくれたんかなあと、聞きたかっただけで。

それでまた、今もあなたが、何のためにD、E、Fが終わって、今後なったら、これ以上なったら業者の責任って、どこで業者の責任って、あんた今。A、B、Cのときもこれ以上あったなら業者の責任よと、絶対言うてくれたと思います。ほんなら、このD、E、Fの後も、内容は私もそんな議論してもしゃあないから、今後は業者の責任よと、何を基準にそんなこと言うんかなと思って。ちょっとおかしい、答

弁、質疑が。おかしかったらおかしい言うて、俺も。いや、業者の責任や言うからね。

今までは業者の責任じゃないと、A、B、Cはうちが悪かってんと、いや組合が悪かってんと。それで、次のやつは、これ以上はうちはもう悪くないと、あなたの言い方だったらね、そういうふうに俺は聞こえたから。今まではうちは悪かってんと。これからはもううちは悪くないっていうのは、何を基準でそんなこと言うんかなあと。おかしいですかね、質疑。おかしかったらおかしい言うてくれたら、おかしいか。

(委員長 中川義弘) 暫時休憩します。

(休憩)

(委員長 中川義弘) それでは休憩を閉じて再開させていただきます。

(局長 井上隆) はい、委員長。

(委員長 中川義弘) はい、理事者、答弁。

(局長 井上隆) 今回の遅れの件につきましては、もちろんいろんな要因がありまして、それによってそれぞれが反省すべきところは反省いたしまして、今後につきましても災害以外のことで変更が起きる場合もあるかもしれませんが、そのときは契約書に基づく遅延の損害金請求対象にもなるものと考え



て対応していきたいと考えております。

(委員長 中川義弘) ほかにありませんか。

はい、芦高委員。

(委員 芦高清友) この今の説明の内容は見させてもらって流れていうのは理解するんですが、この初めの2か月、8か月、3か月のこの延伸、遅れていうこの13か月の部分、これは説明でもあったけども組合議会に説明する機会があったわけですよ。その後のこの3か月、4か月、2か月の9か月の部分は申請をしてから、あとテクニカルな部分もあるし細かい部分は難しい部分、すぐに理解できない部分もあるけどもね。だから、何で報告しないんですか、この前の13か月の部分は。報告するだけじゃないですか。それが半年遅れて完成年度が変わらないって答弁があれば我々はそれを受けてそうだと思うわけですから。そういう信頼関係というか、そういった辺りを含めてどういう考え、今後も含めてどういう考えであったのか、今後はどう考えてるのか、いいですか。

(局長 井上隆) はい、委員長。

(委員長 中川義弘) はい、理事者。

(局長 井上隆) 組合議会にご報告を遅れたことについてはもうおわびするしかございません。一番我々が思っていたのは、いつ終わるかというのが我々も把握できていない中で、

1年であるとかそういう言葉を言いますことによりまして、議員の皆様、総じて住民の方々にもご迷惑を及ぶことをためらってというところはございましたが、それでも報告をいたしませんでしたことについてはもうただただおわびするしかございません。

今後につきましては、もう反省いたしまして、議会のたびに、それで議会以外にも分かり次第ご報告いたしたいと考えております。もう逐一報告いたしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。どうも申し訳ありませんでした。

(委員長 中川義弘) よろしいですか。

はい、ほかに。中川委員。

(委員 中川廣美) 遅れに関してね、このA、B、Cですな、この間は井上局長はいてなかったから、その間いてた本人に一遍、一個ずつ説明させてくれよ、どういう話合いで何で説明せんかったん。何か話があったはずやろう、遅れたとき。何もなしでただ遅れはった、遅れはっただけじゃないやろう、これは何か話しして遅らしてんやろう、議会の報告をそれはしてないねんやろう、何かあってんやろう。その辺の話をちょっと、A、B、Cって順番に教えて言うてくれよ。言うてくれな分かれへん。

(委員長 中川義弘) はい、理事者。

(委員 中川廣美) 井上さんはいてない。いてないA、B、Cを。

(事務局 吉田卓朗) はい。

(委員長 中川義弘) はい。

(事務局 吉田卓朗) 契約いたしまして、現場に入りまして、境界測量ができました時点で敷地が足りないということが判明しまして、まずその中で当初提案したものが収まるかどうかというのに時間を要したんですけども、その後3月8日の時点でこれでは無理だということで一から設計を見直す、まさにその段階で議会報告をする必要があったとは思いますが、まだちょっとどういう方向性、どれだけの時間がかかるかっていうのがすごい読めないところがありまして、そこで議員の皆様には報告するのは、曖昧な内容で報告するのは駄目なんではないかということで、ちょっとそこは控えてしまったことが一つ問題であったのかなというふうにもまず一つ思っております。

その後、詳細設計に至る概略設計を一からやり直してるんですけども、これに8か月も要するっていうのは私らはそこまでちょっと分かっておりませんので、一からするではやはりこれぐらいかかるんだったとは、今になったらそれぐらいかかるんだらうとは思いますが、もともと当初提案がありましたので、ある程度の時間内で収まってくるという

ふうに考えていたのがもう一つ甘い点だったというふうに考えております。

あと、そのCの3か月延びたところなんですけども、砂防地でありましたり、宅造規制であったりっていうその一つ一つの申請にですね、建物構造がやはり特殊、廃棄物処理場というところで特殊な面とですね、構造が複雑な面もありまして、あと時期的にコロナの加減がありまして、思っている以上に延びていってしまった。この時点でも議員の皆様にご報告できる機会があったと思うんですけども、この分かった時点で次はじゃあ最終がいつになるかっていうのが明確に出ておりませんでしたのでためらってしまったというのが、ここがもう我々の判断ミスだったとそういうふうに思っております。

以上です。

(委員長 中川義弘) はい、中川委員。

(委員 中川廣美) ただ遅れた遅れた、判断ミスミスで、議会に対しては何も、絶対に報告せなとか、議会第一だ、いうことを全然頭に置いてない答弁ですな。

それと委員会、えらいけんかまで起こして委員会を立ち上げてますやろう、それはどう考えてますの、この委員会は。何回も開け開け言うてるのに。そやから、我々が言うてることも全然せんとそれで失敗したことだけ認めてくれって、そんなん、何で議会がそんなんを認めなあきまへんの。自分ら

がそんなん勝手にできるんやったら勝手に走ったらええや  
ん。

(局長 井上隆) はい、委員長。

(委員長 中川義弘) はい、局長。

(局長 井上隆) 今となりましては、もうおわびするしかござい  
ませんけれども、今後につきましてはもうその都度委員会へ  
お願いいたしまして、委員会の中で報告を進めていきたいと  
考えております。どうも申し訳ありませんでした。

(委員長 中川義弘) はい、中川委員。

(委員 中川廣美) 今となりましては、分かるけども、これから  
先いうたらこれはもう軌道に乗っていく話でまあまあ遅れる  
わ、遅れる、これは公共工事や、遅れることはあっても早う  
なるということはないけど、大体収まると思うけども、この  
失敗したことに対してのこの話合いやろう。

(局長 井上隆) はい。

(委員 中川廣美) 先のことなんてどうでもええが。このやった  
ことに対してどうするのって聞いているねん。

(局長 井上隆) はい、委員長。

(委員長 中川義弘) はい、局長。

(局長 井上隆) 我々の手落ちでありましたことについておわび  
申し上げまして、お許しをお願いするしかございません。ど  
うも申し訳ございませんでした。

(委員長 中川義弘) 今後十分に、やっぱりこういう特別委員会とかいうのは何か変更があればすぐにどないするかっていうことをやっぱりいち早く知らせないかんいうのをまずそれを忘れてもろうたら困るんで、もうこれからほんまにくれぐれも、今、中川委員が言われるとおりのやはり何でも報告を怠らんと先々に、こういうふうな問題が出ましたと、そういうのに対しては、我々はもう8人しか委員がおりませんので、やっぱりすぐに早急に対応できるように今後また相談、香芝と王寺に相談にすぐに行くということを心がけてやっていっていただきたい、このように思います。

中川委員、それでよろしいでしょうか。

(委員 中川廣美) いや、答えは出てませんやん。

(委員長 中川義弘) 答えはもう今言うてるように、謝るしか。

(委員 中川廣美) そんなん、あかんわ。

(委員 幡野美智子) はい。

(委員長 中川義弘) 幡野委員。

(委員 幡野美智子) 香芝の委員さんがおっしゃっておられることはよく分かる、今のご意見はよく分かりますけれども、そしたらどういうことで……。

(委員 中川廣美) あんたが質問すること違うやないか。

(委員 幡野美智子) えっ、ちょっと、どういうことを求めておられるのかちょっと分かりませんので。

(委員長 中川義弘) 聞くだけ聞いて。それで、またその後言う  
てください。

(委員 幡野美智子) 私の意見としては、もう今までそういう議  
会軽視ということにも根底はあるのかなとは思いますがけれど  
も、この教訓を踏まえてこれからあるべき方向で事務局とし  
てはやっていただきたいし、我々議員としても一人一人その  
ような思いを持ってこの事業を成功させるようにやっぱり協  
力していくということが必要なのではないかと思いますので、  
今日の議論の中で、反省だけではあかんやないかという  
ことの結論では発展的な委員会の方向が見えませんが、や  
はりこの教訓をしっかりと踏まえて、我々も、委員会として  
も、また事務局としても一体となって今後に向かっていくと  
いうことを確認できればいいのではないかなと、私はそうい  
うふうに思います。

(委員 北川重信) 反論してええ。

(委員長 中川義弘) はい、北川委員。

(委員 北川重信) 今、委員に反論させてもろうてええんですけ  
ど、我々も一緒に協力したいということ。反論やないですけ  
ど、何も知らせてもらわなかったら協力しようにもできなか  
ったでしょうって、まずうち、中川委員は。

(委員長 中川義弘) それは分かっています。

(委員 北川重信) やっぱりいろんなことで相談してもらって、

それで委員会開いて協力するというのは分かるけど、これは何も相談もなかって、今までずっとなかったわけ。なかったわけですよ、今の話では。それで謝ってもらうのはいいんですけど、相談もなかって協力はできませんよん。

いや、今あなたに対する答弁はしようというふうに思いませんよ。委員同士でしゃべろうと思ってないけど、我々はこれから協力してやっていきたいと思いますという意見に対して、それは皆賛成やけども、その前に誰がボールを投げてくれへんのに協力できませんよん。

(委員長 中川義弘) 暫時休憩いたします。

(休憩)

(委員長 中川義弘) 委員会、再開いたします。

はい、ほかに。

(委員 北川重信) はい。

(委員長 中川義弘) はい、北川委員。

(委員 北川重信) 管理者、副管理者にもしっかりと聞いてほしいんですけど、今、中川委員の後にちょっと関係あるんですけど、今A、それでB、設計を白紙に戻して書いてますね。設計を白紙に戻したっていうこと書いてますね、これ、あなたの説明でね。



(局長 井上隆) はい。

(委員 北川重信) 白紙に戻すということは、今までの設計を白紙にしたわけ。ほんなら、契約は一応平成30年10月かな、この1つをこの10月に契約してるわけやね。もちろん契約するときには設計も見、あなたはいろいろなことを皆したわけやね。それでこのいろんな金額もいろんなもん出したわけや、設計は内部を見てね。設計を白紙にしたら、これ自体もおかしいんと違いますの。

だから、管理者、副管理者に聞きますねんけど、設計を白紙にしたって書いてるんですが、あなたの説明では、白紙よ、今まであったやつを白紙、設計。ほんなら、白紙にして、契約書自体もやっぱりこれも変えやなあかんのと違うの。

ということで、管理者、ちょっと説明、意味が分かってないですかね。暫時休憩取ってもらってもええんで、副管理者、設計を白紙にしたって書いてるんだけど、白紙にしたいということは、やっぱり契約するときには設計からいろんなもん等を見て発注したわけでしょう。ほんなら、簡単に白紙にするのは、事情があって白紙にしはってんけど、白紙にしたらやっぱりその契約書自体も変わるんとちゃいますの。

休憩を取ってください。

(委員長 中川義弘) 休憩を取ります。

(休憩)

(委員長 中川義弘) それでは、休憩を解いて再開いたします。

はい、理事者。

(管理者 福岡憲宏) まず、契約についての質問ですけども、設計が変わったところで契約書が生きないんじゃないかというご質問だと思いますけども、契約書の段階でDBO方式を取っておりますので、設計もフルパッケージの込みということで、設計が変わったところで契約が無効になるとは考えておりません。

(委員 北川重信) はい。

(委員長 中川義弘) はい、北川委員。

(委員 北川重信) 分かりました。

そしたら、次のBの白紙に戻してということでしょう。その設計を白紙に戻しということは、重大なことやと思います。

白紙に戻すということは、きれいにゼロに消えるということなんです、それはどない考えてますか。

(委員長 中川義弘) はい、事務局長。

(局長 井上隆) はい、委員長。

設計の形を変えまして、それがこちらの要求する水準を満たしていることをもちろん確認いたしております。ですの

で、形は変わりましたがこちらの求める水準を満たした設計を新たに組み直しておりますので、問題ないと考えております。

(委員長 中川義弘) 工事日程は、日にちは、日程は。

(局長 井上隆) すみません。それと、向こうの都合で設計を組み直して工期を変えるということになれば、それはもう向こうの責任になりますので、いろいろと遅延損害金等の対象にもなってこようかと考えておりますが、今回はこちらの都合もありまして、事情もありまして、協議の上で設計を見直しておりますので、今回こうやって工期の変更をお願いする流れになったということでございます。

(委員長 中川義弘) だから、それを委員会に報告してけえへんかったということ自身がやっぱりみんなに不満が残つとるさかいな。

(局長 井上隆) はい、それはもうおっしゃるとおりで、本当におっしゃるとおりでございます。最初の4か月目のときにまずそこで報告すべきであったんですけども、開始4か月目でいきなり工期が変わるということもちょっと申し上げにくかったこともありまして、もうちょっと確実にってから報告をいたしたいと考えておったのがここまで延びてしまったということで、それはもう申し訳ありませんでした。

(委員長 中川義弘) 北川委員、どうですか。それでよろしいで

すか。

(委員 北川重信) 今日は特別委員会で、またいろんな、しばらくまた私も勉強して、2月1日か、本会議にはしっかりとまた業者さんいうんか、設計屋さんもしっかりと来てもらって、また話ししてもらえたらありがたいんで、なるべくお願いします。もうそれ以上あまり追及しても何かなりそうなんのでやめますわ。

(委員長 中川義弘) ありがとうございます。

(委員 中村良路) 1つだけ、はい。

(委員長 中川義弘) はい、中村委員。

(委員 中村良路) この14ページの赤枠で書いていただいた条件変更等いうところの第18条の(5)番について、「予期することのできない特別な」っていうこの文言はよく理解はできると思うんですよ。これは相手方にとって予期する、最初の事業の期間が予期することができなかつたっていうような規定でございます。これを逆に契約をお願いをこれでする側からいうたら、予期することで今までのこういった遅延とか、土地の形状が違ってたいうところっていうのが、単純に予期せぬ、することのできない特別な状態っていうところが、それで理事者側としてはそれで収められるものですか。

(委員長 中川義弘) 今後のことについてですね。

(委員 中村良路) 今後も含めてですがね。この文言を含めてで

すが、この文言に対して理事者側の立場として予期せぬで収められるものかなっていうところが、ちょっと僕かてやはり理事者側のミスというところの何がしかというところのことも当然うたえるところでもあるんかなと、うたっていかざるを得んようなところもあるんかなと、僕はそのように感じたわけですので、その辺は一体、その予期するで収められて理事者は、我々も、予期せぬ、ああそうかでは収まらないっていう自覚ですわ。

(委員長 中川義弘) だから、要するに文言をきっちりした文言に変えてくれということでんな。あやふやな文言じゃなしに。

(委員 中村良路) そういうふうに。それで、これで収められたんでは。相手方は、契約された側はそれでなあ、そうやな、予期せぬ出来事やなと思うんで当然の文言やと思うけども、逆に出す側としてはそういった何かやっぱりこれで収めようとするような文言では、我々も到底納得できないいうところですよ。その辺は今後含めて、今委員長も言われたように今後の課題として、やはりその辺はもう少し再度の何がしかがやっぱりあるべきじゃないかいうふうに思うんです。それはどうですか。

(局長 井上隆) はい。

(委員長 中川義弘) はい。

(局長 井上隆) 確かに今おっしゃられてます契約の条文等については「予期せぬ」しか書いておりませんが、我々としてはそんな程度のことではないと受け止めておりまして、今後についても慎重にやっていく、これから別の事業についても当然そのようなことで引き継いでいきまして、まず最初について慎重に慎重に進めなければいけないということは今後の事業に対して、市町についても引き継いでいきたいと考えております。

(委員 中村良路) はい。

(委員長 中川義弘) はい、中村委員。

(委員 中村良路) そのようにしていただいたらいいけども、今後のこういったミスをお犯さないような、例えば香芝市の事情を出したらいかんけども、やっぱりその問題もございましたように、やはり組合としてもそのようなことの起こらない、何か書いたものを残すべきだと思うんですがどうでしょうか。

(委員長 中川義弘) はい、事務局長。

(局長 井上隆) 今回の一件につきまして、まとめた中でそこから得られました教訓であったり、今後に残すべき反省点等を残しまして引き継いで参りたいと考えております。

(委員 中村良路) はい。

(委員長 中川義弘) はい、中村委員。

(委員 中村良路) そのようにしていただいたらいいと思いますが、我々今直接そこに関係しているんで、いうたらそういったものができるめどがつけばそういったものもお示しをしていただけることが我々にとってもありがたい。後の方にとってもやっぱり我々が言ったことが反映されるようなこととして残る形を見せていただければと思います。その辺は、できるかできへんか分からへんけども、できる範囲でやっていただけるかどうか、約束できますか。

(局長 井上隆) はい、委員長。

(委員長 中川義弘) はい。

(局長 井上隆) はい、それもさせていただきます。お願いいたします。

(委員 北川重信) はい。

(委員長 中川義弘) はい、北川委員。

(委員 北川重信) いろいろ私らも勉強不足でいろんなあれですけど、やっぱり約2年ほど遅れるということは、管理者、副管理者、しっかりと今度のとくに、謝るんじゃなくてどう責任を取るんかというようなこともしっかりと考えてまた報告してください。

(委員長 中川義弘) ほかに。

(なしの声あり)

(委員長 中川義弘) ないようですので、質疑を打ち切ります。

続きまして、案件2、その他、事務局から何かありますか。

(局長 井上隆) はい、委員長。

(委員長 中川義弘) 井上局長、はい。

(局長 井上隆) 1件だけ、すみません。お配りしております一番下の写真についてですが、今現状の現場の状況でございます。ちょっと今工事が輻輳しております、現地見学をしていただくのが危険な状態ですので、写真を見ていただければということでお付けいたしました。また、よろしく願いいたします。

(委員長 中川義弘) 今後、今言うてるように、先ほど中村委員が言われるとおり、もし何かあれば、香芝には議長と副委員長、ここへおれば私がおりますんで、やっぱりすぐに連絡を密にやるってということだけはくれぐれもよろしくお願いしたいなど、このように思います。

それでは、本日はどうもありがとうございました。

本日の委員会報告作成は私に一任願えますか。

(異議なしの声)



(委員長 中川義弘) これで新ごみ処理施設建設調査特別委員会  
を閉会します。

以上です。皆さんご苦勞さんでございました。

閉会 午前11時10分

以上、会議の顛末を記載し、その事実に相違ないことを証し署名する。

令和3年1月15日

香芝・王寺環境施設組合議会

委員長